

平成25年6月25日
消費者庁
消費者制度課

公益通報者保護制度に関する実態調査の結果について

1. 公益通報者保護法の概要

- (1) 食品偽装やリコール隠しなど、安心・安全を損なう企業不祥事が、事業者内部からの通報を契機として相次いで明らかに。
- (2) 事業者の法令遵守を図り、国民生活の安心・安全の確保に資するため、
 - ①事業者内部の法令違反について公益通報を行った労働者に対する解雇等の禁止
 - ②公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めた「公益通報者保護法」が制定された（H16年成立、H18年施行）。

2. 法の施行状況の検討

- (1) 法の附則第2条は、『政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる』と規定。
- (2) これを受け、施行後5年目の平成22年から平成23年にかけて、消費者委員会及び公益通報者保護専門調査会が検討を実施。
- (3) その結果、① 制度の周知啓発、② 運用の充実、③ 実態調査等を求める、消費委員会意見（平成23年3月）及び専門調査会報告（平成23年2月）を公表。

※1 周知啓発については、全国での説明会・研修会の実施、国・地方の行政機関に対する法の趣旨の周知徹底、広報資料の作成・配布等を実施。

※2 運用の充実については、「国の行政機関の通報処理ガイドライン」を改正し、「労働者」以外の者からの通報への対処を促進。

3. 実態調査について

(1) 調査の概要

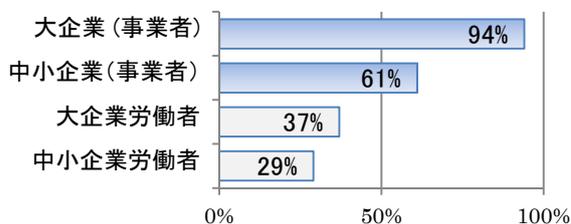
- 上記消費者委員会意見等を受け、制度の普及状況及び通報に関連する紛争の実情・実態等を把握するため、主に、事業者、労働者及び行政機関を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査等を平成24年度に実施。

アンケート調査	民間事業者約 3,600 社、労働者約 3,000 人、行政機関(国、都道府県及び市区町村)約 1,800 機関を対象に実施
ヒアリング調査	通報当事者、民間事業者、労働者、行政機関、報道機関、弁護士、有識者等計 90 件以上の個人及び事業者等を対象に実施
裁判例等調査	公益通報に関連する紛争事案について、判例・裁判例、労働委員会命令、個別労働関係紛争処理事案等を対象に実施

(2) 調査結果のポイント

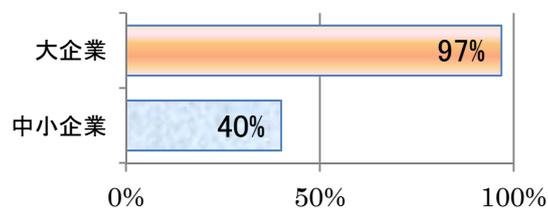
法の認知度

中小企業（事業者）及び労働者で法の認知が進んでいない



内部通報制度の導入割合

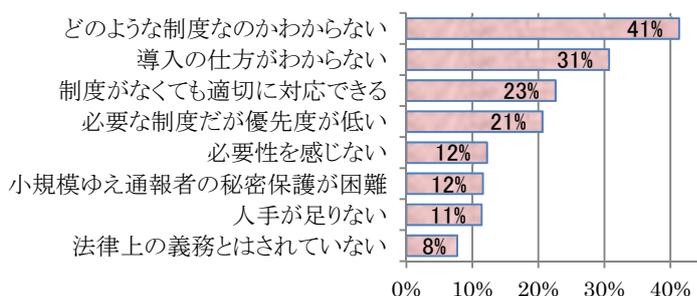
中小企業で「内部通報制度」*の導入が進んでいない



*「内部通報制度」とは、不正を知る従業員等からの通報を受け付け、通報者の保護を図りつつ、適切な調査、是正及び再発防止策を講じる事業者内の仕組みをいう。主に通報窓口の設置、内部規程の整備及びそれらの運用からなる。

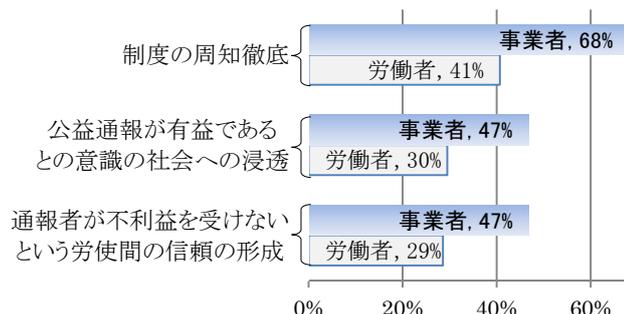
未導入の理由

内部通報制度未導入の理由の第1位は基本的事項についての情報不足



制度普及のために求められること

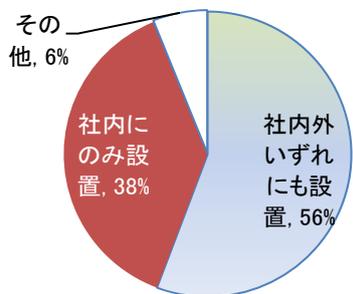
制度普及のために必要だと思うことの第1位は事業者・労働者ともに制度の周知徹底



内部通報制度に係る事業者の取組状況

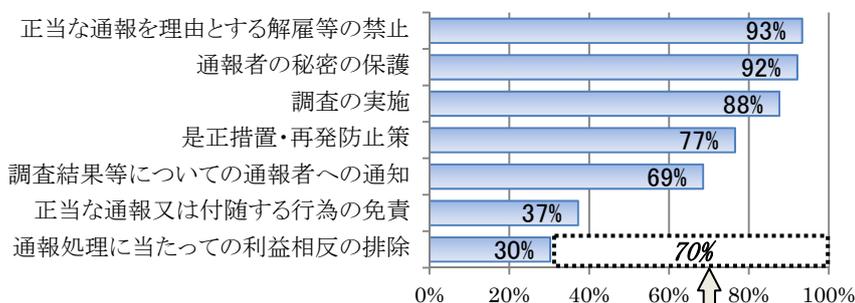
○ 内部通報制度導入事業者においても整備状況は様々

＜通報窓口の設置場所＞



※ 社外の通報受付窓口とは、事業者があらかじめ定めた弁護士事務所や通報受付専門会社等に設置された窓口をいう。

＜通報処理に関する内部規程に定められている内容＞



70%の事業者が通報処理に当たっての利益相反関係の排除について規定していない。

○ 通報処理の運用状況は様々（適切に処理されていないケースも見られる）

〔通報受理後の対応・通報者の秘密の保護についての通報経験者への主なヒアリング結果〕

<p>通報受理後の対応</p>	<p>a「<u>通報したところ、本社はそれを公表し、是正措置を講じた。</u>会社にとって短期的には不利益となったが、そのときに対処しなければもっと大ごとになっていただろう。」</p> <p>b「通報を契機として、会社はいろいろと<u>改善策を講じ、現在は、不正がでない仕組みが整備されている。</u>」</p>	<p>c「<u>社内の不正を法令遵守担当部署に伝えたが是正されなかった。</u>会社を変えるため、行政機関と報道機関に通報した。」</p> <p>d「<u>複数の幹部や監査の際に不正の存在を伝えたが、対応が不十分だった。</u>もはや内部浄化は望めないと思ったため、行政機関への通報を決意した。」</p>
<p>通報者の秘密の保護</p>	<p>e「<u>通報者の秘密は最後まで完全に守られたので不利益は何も起こらなかった。</u>」</p>	<p>f「<u>社内窓口に通報した事実が漏れた。</u>それ以降様々な不利益取扱を受けた。」</p>

4. 調査結果（課題）を踏まえた今後の方策の方向性

(1) 労働者において法制度の認知が進んでいないという課題について

⇒ 労働者に対し、法の趣旨・内容を、効果的に周知徹底する。

(2) 中小企業において法制度の認知及び内部通報制度の導入が進んでいないという課題について

⇒ 中小企業に対し、法の趣旨・内容及び内部通報制度のメリット・導入方法等を、効果的に周知するための方策について更なる検討を行う。

(3) 内部通報制度導入事業者においても取組状況は様々であるという課題について

⇒ 制度導入事業者における取組の充実・改善を促進するための方策について更なる検討を行う。

公益通報者保護法の概要

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資する。

<平成 16 年 6 月成立、平成 18 年 4 月施行>

1. 目的

- ① 事業者内部の違法行為について公益通報を行った労働者に対する解雇等の禁止
- ② 公益通報に関し事業者・行政機関がとるべき措置 を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定・社会経済の健全な発展に資すること

2. 「公益通報」とは

- ① 労働者（公務員を含む。）が、② 不正の目的でなく、③ 労務提供先等について、④ 「通報対象事実」が、⑤ 生じ又は生じようとする旨を、⑥ 「通報先」に通報すること

3. 「通報対象事実」(④) とは

- (1) 国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法の別表に掲げる対象法律に規定する罪の犯罪行為の事実
- (2) 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが(1)の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

【対象法律の例】 刑法、食品衛生法、金融商品取引法、JAS 法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法、その他政令で定める法律（独占禁止法、消費者安全法等）<合計 437 法（H25. 6 現在）>

4. 「通報先」(⑥) と保護要件

- (1) 事業者内部（法律事務所等事業者が予め定めた者への通報もここに含まれる）
：通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると思料する場合
- (2) 行政機関（通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関）
：通報対象事実が生じ、又は生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合(*)
- (3) 事業者外部（通報対象事実の発生等を防止するために必要であると認められる者 例：報道機関、消費者団体等）
：上記(*)及び以下イ～ホのいずれかの要件を満たす場合
イ. 内部通報では解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合、
ロ. 内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合、
ハ. 労務提供先から内部通報・行政機関への通報をしないことを正当な理由がなく要求された場合、
ニ. 内部通報後 20 日以内に調査を行う旨の通知がない場合、
ホ. 人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険がある場合のいずれかを満たす場合

5. 公益通報者の保護

保護要件を満たして「公益通報」した労働者（公益通報者）は、以下の保護を受ける。

- (1) 公益通報をしたことを理由とする解雇の無効・不利益な取扱いの禁止
- (2) (公益通報者が派遣労働者である場合) 公益通報をしたことを理由とする労働者派遣契約の解除の無効・その他不利益な取扱いの禁止

6. 事業者、行政機関及び公益通報者の義務

- (1) 公益通報に対して事業者がとった是正措置等を公益通報者に通知する努力義務
- (2) 公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適当な措置をとる義務
- (3) 誤って通報を受けた行政機関が処分等の権限を有する行政機関を教示する義務
- (4) 公益通報者が他人の正当な利益等を害さないようにする努力義務

7. その他

本法は、労働契約法第 16 条（解雇権濫用の法理）など他の法令の適用を妨げない

法の周知・啓発及び通報窓口の設置促進のための取組の概要

1. 民間事業者・労働者等向け説明会及び行政機関職員向け研修会の開催

- 法の施行以来、制度の周知啓発を図るための説明会・研修会を全国各地で開催。平成 23 年度及び平成 24 年度には、延べ全国 8 カ所で計 14 回開催（参加者数計約 1,250 人）。
- 効果的な周知啓発を図るため、主に行政機関における通報受付窓口設置率が低い地域で開催。
- アンケートに「有益であった」等と回答した参加者は、説明会約 86%、研修会約 90%。

2. 国の行政機関及び地方自治体に対する法の趣旨の周知徹底

- 公益通報関係省庁連絡会議、消費者政策担当課長会議及び都道府県等消費者行政担当課長会議等において、国の行政機関及び地方自治体に対して、法やガイドラインの趣旨を周知徹底。（平成 23 年度～平成 25 年 4 月までに計 5 回実施）

3. ハンドブックやウェブサイトを用いた周知広報

- 法の概要をまとめたハンドブックをより分かりやすいように改訂し、関係機関や事業者等に 1 万 5 千部を順次配布。（平成 24 年 10 月～）
- 法の概要、逐条解説、ガイドライン、説明会資料、Q & A、通報内容に応じた通報・相談先を検索するためのシステム等を、「公益通報者保護制度ウェブサイト」に一元的に掲載。（法の施行以来、順次拡充）

4. 相談ダイヤルの運用等

- 専門の相談員を配置した電話相談窓口（「公益通報者保護制度相談ダイヤル」）を運用し、労働者、事業者及び行政機関等からの法の解釈や通報先等に係る様々な質問・相談に対応。法の施行以来、年間平均約 1,000 件程度の質問等が寄せられている。
- 東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会）による公益通報に関する無料電話相談を協賛支援。（平成 24 年 9 月）

5. 「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」の取りまとめ

- 調査結果によれば、内部通報制度の導入の検討に当たって必要な情報として、制度の設置・運営に関するマニュアル等を挙げる未導入事業者が多い。（H22 調査 60.5%、H24 調査 57.3%）
- そこで、未導入事業者における内部通報制度の導入を促進し、また、導入済事業者における運用の充実に資する観点から、約 70 以上の様々な業種の民間事業者が実際に用いている内部通報制度に係る規程を、そのまま利活用できるよう取りまとめのうえ公表。（平成 23 年 9 月）

（※「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/minkan/shikumi.html>）

「国の行政機関の通報処理ガイドライン（外部の労働者からの通報）」 の改正の概要

外部の労働者からの通報に関する「国の行政機関の通報処理ガイドライン」（平成 17 年 7 月 19 日関係省庁申合せ）を平成 23 年 3 月 18 日に改正し、労働者以外の者から寄せられる一定の通報についても、必要な調査及び適切な措置をとるよう努めるべきこととし運用の充実を図った。

<新旧対照表（平成 23 年 3 月 18 日改正）>

新	旧
<p data-bbox="193 824 512 862">2. 通報処理の在り方</p> <p data-bbox="209 909 480 947">(1) ～ (5) 略</p> <p data-bbox="209 983 639 1021">(6) 公益通報以外の通報の取扱い</p> <p data-bbox="188 1034 786 1547">① 各行政機関は、<u>労働者でない者からの通報であっても、当該通報が、法第 2 条第 3 項に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に対し、法第 3 条第 2 号に掲げる要件を満たして通報するものである場合は、法第 10 条第 1 項に規定する必要な調査及び適切な措置をとるよう努める。</u></p> <p data-bbox="188 1619 786 1921">② ①のほか、各行政機関は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報処理手続その他必要な事項については、各行政機関が別に定める。</p>	<p data-bbox="817 824 1136 862">2. 通報処理の在り方</p> <p data-bbox="833 909 1104 947">(1) ～ (5) 略</p> <p data-bbox="833 983 1264 1021">(6) 公益通報以外の通報の取扱い</p> <p data-bbox="812 1034 1410 1337">各行政機関は、法令遵守を図るため、法に基づく公益通報以外の通報を受け付けることができる。この場合において、通報対象となる事実や通報者の範囲、通報処理手続その他必要な事項については、各行政機関が別に定める。</p>